

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

日置市長 永山 由高

市町村名 (市町村コード)	日置市 (46216)
地域名 (地域内農業集落名)	伊集院町(野田) (野田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在75歳以上で後継者未定の農業者が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

多くが兼業農家であるが、年々高齢化が進行している。ここ数年で基盤整備をした農地の一部は定年退職者が耕作しているが、ほとんどを近隣の大規模農家が耕作している状況である。また、基盤整備地域以外の耕作者は高齢者が多く、基本的な保安全管理が年々厳しくなる。そのため、近隣の大規模農家や今後の定年退職者の確保を軸として、行政機関等とも連携し後継者を含む新規就農者や意欲ある農業者の確保を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状維持の耕作者が多く担い手への農地の集積は難しいが、耕作放棄地の発生を防ぐため積極的に集落営農や農地中間管理事業を活用して農地の集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地区を重点実施地区として将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手に関わらず原則として農地を機構に貸し付けていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
現状、実施予定はないが今後状況によっては検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
年々高齢化が進行して農業者減少による耕作放棄地の発生が危惧されているため、地域内外から新たな担い手を募って育成する必要がある。行政機関等とも連携して後継者を含む新規就農者や意欲ある農業者の確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業などについては、農協等への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。